

# 石川県公報

平成 24 年 12 月 28 日

第 1 2 5 5 7 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

## 目 次

告 示			
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)	1	予防接種を行う医師に係る変更の公告 (健康推進課)	6
介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (同)	2	大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	6
介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指 定 (同)	2	石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の 変更の公表 (水産課)	6
指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出 (同)	2	<b>環境部 (水道用水供給事業)</b>	
指定居宅介護支援事業者の事業の廃止の届出 (同)	3	石川県水道用水供給事業処務規程及び石川県水道用水 供給事業財務規程の一部改正	8
指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 (同)	3	<b>選挙管理委員会</b>	
歳入の徴収事務の委託 (交流政策課)	3	政治団体の届出の公表	9
公 告		政治団体の届出事項の異動の届出の公表	10
政府調達に関する協定に係る入札公告 (医療対策課)	4	政治団体の解散の届出の公表	10
		資金管理団体の届出の公表	11
		資金管理団体の届出事項の異動の届出の公表	11
		石川海区漁業調整委員会の委員の解職請求の場合の署 名者の最低数	11

## 告 示

### 石川県告示第571号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第41条第 1 項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成24年12月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
1770300711	株式会社 ツクイ	ツクイ小松大領中 小松市大領中町 2 丁目120番地	平成24年 11月 1 日	通所介護
1770700308	有限会社 わたぼうし倶楽部	訪問介護 わたぼうし 羽咋市深江町ト107番地 1	"	訪問介護
"	"	デイサービス わたぼうし 羽咋市深江町ト107番地 1	"	通所介護
1771400643	特定非営利活動法人 楓	メープル 河北郡津幡町字太田は37番地	"	特定施設 入居者 生活介護
1772200679	医療法人社団 仁志会	リハビリ長寿 ~美川道場~ 白山市鹿島町ち111番地 1	平成24年 11月12日	通所介護
1772100242	株式会社 鶴の恩返し	デイサービス 鶴の恩返し・かほく かほく市木津八10番地 7	平成24年 11月15日	"
1771500368	社会福祉法人 こうけん会	デイサービス 第二宝達苑 羽咋郡宝達志水町小川八250番地	平成24年 11月23日	"

〃	〃	ショートステイ 第二宝達苑 羽咋郡宝達志水町小川八250番地	〃	短期入所 生活介護
---	---	-----------------------------------	---	--------------

## 石川県告示第572号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年12月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
1771500368	社会福祉法人 こうけん会	居宅介護支援センター 宝達苑 羽咋郡宝達志水町小川八250番地	平成24年 11月23日	居宅介護 支 援

## 石川県告示第573号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項本文に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年12月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定介護予防サービス 事 業 者 の 名 称	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
1770300711	株式会社 ツクイ	ツクイ小松大領中 小松市大領中町 2 丁目120番地	平成24年 11月 1 日	介護予防 通所介護
1770700308	有限会社 わたぼうし倶楽部	訪問介護 わたぼうし 羽咋市深江町ト107番地 1	〃	介護予防 訪問介護
〃	〃	デイサービス わたぼうし 羽咋市深江町ト107番地 1	〃	介護予防 通所介護
1771400643	特定非営利活動法人 楓	メープル 河北郡津幡町字太田は37番地	〃	介護予防 特定施設 入 居 者 生活介護
1772200679	医療法人社団 仁志会	リハビリ長寿 ～美川道場～ 白山市鹿島町ち111番地 1	平成24年 11月12日	介護予防 通所介護
1772100242	株式会社 鶴の恩返し	デイサービス 鶴の恩返し・かほく かほく市木津八10番地 7	平成24年 11月15日	〃
1771500368	社会福祉法人 こうけん会	デイサービス 第二宝達苑 羽咋郡宝達志水町小川八250番地	平成24年 11月23日	〃
〃	〃	ショートステイ 第二宝達苑 羽咋郡宝達志水町小川八250番地	〃	介護予防 短期入所 生活介護

## 石川県告示第574号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年12月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1760390821	長寿メディカル株式会社	アリス訪問看護ステーション	小松市上小松町丙41番地 1	訪問看護	平成24年11月16日
1770300570	有限会社 アニマート	こまつ移送介護サービス	小松市白江町へ94番地 6	訪問介護	平成24年11月19日

## 石川県告示第575号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82条第 2 項の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年12月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1710210939	医療法人社団 豊明会	北村病院	七尾市御祓町水部26の 5	居宅介護支援	平成24年11月19日
1771400262	特定非営利活動法人 トロクの家	居宅介護支援事業所 トロクの家	河北郡内灘町字鶴ヶ丘 4 丁目82番地	"	平成24年11月21日
1710510361	珠洲市	珠洲市総合病院	珠洲市野々江町二部 1 番地 1	"	平成24年11月30日

## 石川県告示第576号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の 5 第 2 項の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年12月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1760390821	長寿メディカル株式会社	アリス訪問看護ステーション	小松市上小松町丙41番地 1	介護予防訪問看護	平成24年11月16日
1770300570	有限会社 アニマート	こまつ移送介護サービス	小松市白江町へ94番地 6	介護予防訪問介護	平成24年11月19日

## 石川県告示第577号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成24年12月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

委託事項	委託先		委託期間
	所在地	名称	
金沢・加賀ミニぐるりんバスに係る使用料の徴収に関する業務	金沢市鞍月 1 丁目 1 番地	社団法人石川県観光連盟	平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで

金沢・加賀ぐるりんバスに係る使用料の徴収に関する業務	〃	〃	〃
金沢・加賀ぐるりんきっぷに係る使用料の徴収に関する業務	〃	〃	〃

## 公 告

### 政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおり W T O (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成 7 年条約第 23 号) の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成 24 年 12 月 28 日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

- ア 脳外科手術用顕微鏡システム 一式
- イ 人工心肺装置 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

- (1)ア 平成 25 年 3 月 29 日
- (1)イ 平成 25 年 3 月 29 日

(4) 納入場所

石川県立中央病院

(5) 入札方法

上記(1)の件名ごとにそれぞれ入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成 24 年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (平成 24 年石川県告示第 172 号) に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であって、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの入札参加資格の確認を受けたものとする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書等 (以下「申請書等」という。) の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。

#### 3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類を平成 25 年 1 月 18 日 (金) までに 4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入実績を有すること。
- (2) 当該調達物品を納入後、保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

#### 4 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒920 - 8530 金沢市鞍月東 2 丁目 1 番地  
石川県立中央病院管理局経理課用度係 電話番号 076 - 238 - 7859

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

## 5 入札参加資格の確認手続等

この入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより、入札説明書に定める申請書等を知事に提出し、入札参加資格の確認及び審査を受けなければならない。

- (1) 申請書等は、石川県立中央病院管理局経理課用度係に平成25年1月18日(金)までに、郵送(受領期限内必着)により、1部提出すること。
- (2) 入札参加資格の確認は、2(2)に定める要件を除き、平成25年1月18日(金)現在の事実をもって行い、その結果を同月25日(金)までに申請者に対して通知する。
- (3) 入札参加資格がないと認められた者は、知事に対し、書面を平成25年1月30日(水)午後5時までに4(1)の交付場所に持参し、その理由の説明を請求することができる。この場合において、県は、書面により回答するものとする。

## 6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

1(1)ア 平成25年2月6日(水)午後1時30分 石川県立中央病院管理局会議室

1(1)イ 平成25年2月6日(水)午後2時 石川県立中央病院管理局会議室

なお、入札書を郵送する場合は、簡易書留とし、同日正午までに必着すること。

(2) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 7 入札保証金及び契約保証金

免除

## 8 契約書作成の要否

要

## 9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札参加資格の確認手続等を行わない者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

## 10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 手続における交渉の有無

無

(3) その他

詳細は、入札説明書による。

## 11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Surgical Microscope System for Neurosurgery 1 set

Cardio Pulmonary Bypass System 1 set

(2) Delivery date

By 29 March 2013

By 29 March 2013

(3) Delivery place

Ishikawa Prefectural Central Hospital

(4) Time limit of tender

0:00 p.m. 6 February 2013

(5) Contact point for the notice

Fiscal Division Ishikawa Prefectural Central Hospital

2-1 Kuratsukihigashi Kanazawa 920 - 8530

Japan TEL 076 - 238 - 7859

予防接種を行う医師に係る変更の公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う一類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名について、次のとおり変更があった。

平成24年12月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	変更年月日
新 川 崎 梓	白山市白峰八157 - 1 白峰診療所	平成24年12月1日
旧 大 鋸 梓		

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成24年12月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンかほくショッピングセンター  
かほく市内日角夕25番
- 変更しようとする事項  
駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) 20箇所  
(変更後) 22箇所
- 変更する年月日  
平成24年12月20日
- 変更する理由  
繁忙期に、一時的に発生する可能性のある渋滞に対し、より柔軟に対応するため
- 届出年月日  
平成24年12月19日
- 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及びかほく市産業建設部産業振興課
- 届出等の縦覧期間  
平成24年12月28日から平成25年4月30日まで
- 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先  
平成25年4月30日  
金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部経営支援課

石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成24年1月6日公表。以下「石川県計画」という。）の全部を平成24年12月19日に変更したので、変更後の石川県計画を次のとおり公表する。

平成24年12月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

## 第 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成22年の生産量が6.7万トン（全国第18位）、生産額は206億円にのぼり、全国的には中位に位置している。

また、漁業就業者数は、約4千人であり、能登地方の多くの沿岸地域においては、水産業は、中核的な産業となっている。

このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県沖合水域は、表層では暖流の対馬海流が流れ、底層では日本海固有水といわれる特異な海水が占めていること等から、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にあることから、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが増えてきている。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展の重大な支障となるおそれがある。

3 このようなことから、県としては従来から、漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第1項の規定により定められた海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成24年11月8日公表。以下「基本計画」という。）により決定された漁獲可能量の県の本県の数量について適切な管理措置を講ずることとする。

4 さらに、広域資源を回復させるために必要な漁獲努力量の削減措置を主体とした資源回復計画の公表に伴い、対象となる海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲努力可能量のうち本県の量について適切な管理措置を講ずることとする。

5 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講ずるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

6 並びに、漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は漁獲努力量の公表等実効措置を講ずるため、第2種特定海洋生物資源に係る漁獲努力量実績の的確な把握に努めることとする。

7 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた限度量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産総合センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。さらに、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

8 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

9 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

10 本県における漁獲可能量制度においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

## 第 2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成24年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。

(1) まあじ、まいわし、するめいか 平成24年1月から同年12月まで 若干

(2) まさば及びごまさば 平成24年7月から平成25年6月まで 若干

(3) ずわいがに 平成24年7月から平成25年6月まで 408トン

2 第1種特定海洋生物資源の平成25年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。

(1) まあじ、まいわし、するめいか 平成25年1月から同年12月まで 若干

(2) まさば及びごまさば 平成25年7月から平成26年6月まで 管理の対象となる期間までに知事管理量を設定

(3) ずわいがに 平成25年7月から平成26年6月まで 管理の対象となる期間までに知事管理量を設定

## 第 3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 すけとうだら

小型機船底びき網漁業（うち手繰第 1 種漁業）及びはえなわ（すけとうだら）漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

2 まあじ、まいわし、まさば及びごまさば

中型まき網漁業及び定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

3 するめいか

5 トン未満の動力船により釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業にあつては、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう指導するとともに、漁獲実態の把握に努めることとする。また、定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 ずわいがに

小型機船底びき網漁業（うち手繰第 1 種漁業）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業する。

また、資源管理計画に基づく操業が行われるよう、資源管理型漁業の推進を図る。

第 4 第 2 種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

1 第 2 種特定海洋生物資源の平成24年の管理の対象となる採捕の種類、期間及び知事管理努力量は、次のとおりである。

あかがれい 小型機船底びき網漁業（うち手繰第 1 種漁業）

平成24年 4 月 1 日から同年 5 月31日まで 3,884隻日

2 第 2 種特定海洋生物資源の平成25年の管理の対象となる採捕の種類、期間及び知事管理努力量は、次のとおりである。

あかがれい 小型機船底びき網漁業（うち手繰第 1 種漁業）

平成25年 4 月 1 日から同年 5 月31日まで 3,884隻日

第 5 第 2 種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について採捕の種類別に定める量に関する事項

1 第 2 種特定海洋生物資源の平成24年の管理の対象となる採捕の種類、期間及び知事管理努力量は、次のとおりとする。

あかがれい 小型機船底びき網漁業（うち手繰第 1 種漁業）

平成24年 4 月 1 日から同年 5 月31日まで 3,884隻日

2 第 2 種特定海洋生物資源の平成25年の管理の対象となる採捕の種類、期間及び知事管理努力量は、次のとおりとする。

あかがれい 小型機船底びき網漁業（うち手繰第 1 種漁業）

平成25年 4 月 1 日から同年 5 月31日まで 3,884隻日

第 6 第 2 種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

小型機船底びき網漁業（うち手繰第 1 種漁業）については、石川県沖合海域のあかがれいの資源回復を図るために、「石川県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進することとする。

また、知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告体制の整備を進めることとする。

第 7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。

2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組みを進めることとする。

## 環境部（水道用水供給事業）

### 石川県企業管理規程第 1 号

石川県水道用水供給事業処務規程（昭和42年石川県電気事業管理規程第 3 号）及び石川県水道用水供給事業財務規程（昭和42年石川県電気事業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

平成24年12月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

(石川県水道用水供給事業処務規程の一部改正)

第1条 石川県水道用水供給事業処務規程の一部を次のように改正する。

別表第1局長専決事項の項中「局長専決事項」を「部長専決事項」に改め、同項3中「局長及び企業参事」を「部長(相当職を含む。)」に改め、同項5中「、担当課長及び参事」を「及び担当課長」に改め、同表各課長専決事項の項中「各課長専決事項」を「課長専決事項」に改め、同項1中「職員」を「所属職員」に改め、同項2中「、担当課長及び参事の県内旅行」を「及び担当課長の県内」に改め、同表総務部人事課総務事務管理室長が兼ねる職員の専決事項の項1から6までの規定中「本局」を「本庁及び出先機関」に改め、同表出先機関の長専決事項の項1中「所員」を「所属職員」に改め、同項中4から7までを削り、8を4とし、9を5とし、10を6とする。

(石川県水道用水供給事業財務規程の一部改正)

第2条 石川県水道用水供給事業財務規程の一部を次のように改正する。

第48条第2号中「1年」を「2年」に、「2万円」を「5万円」に改める。

第82条第3項中「本庁」の次に「及び出先機関」を加え、同条第4項中「本庁」の次に「及び出先機関」を加え、「次に掲げるものは」を「本庁にあつては次に掲げるもの、出先機関にあつては第1号並びに第2号ア及びウ(旅費に係る部分に限る。)」に掲げるもの」に改める。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

## 選挙管理委員会

### 石川県選挙管理委員会告示第100号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成24年12月28日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部)

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	設立届受理年月日
日本維新の会 石川県第1区支部	小間井 俊 輔	小間井 俊 輔	金沢市入江2丁目42	平成24年11月26日
民主党石川県 第2総支部	宮 本 啓 子	北 川 芳 伸	小松市矢崎町ナ112	平成24年11月30日

(政党の支部以外の政治団体)

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	設立届受理年月日
石川の太陽の党	辻 史 朗	辻 史 朗	金沢市池田町立丁4	平成24年11月13日
こまい俊輔後援会	北 山 吉 明	小間井 俊 輔	金沢市入江2丁目42	平成24年11月22日

(ロ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	設立届受理年月日
手をつなぐ 宮本けいの会	宮本 啓子	北川 芳伸	小松市矢崎町ナ112	衆議院議員	平成24年11月26日

## (ハ) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	設立届受理年月日
手をつなぐ 宮本けいこの会	宮本 啓子	北川 芳伸	小松市矢崎町 ナ112	宮本 啓子	衆議院議員	平成24年11月26日

## 石川県選挙管理委員会告示第101号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年12月28日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
自 由 民 主 党 石 川 県 食 育 流 通 支 部	代 表 者	野 田 勇	六 反 田 明 子	平成24年11月20日
	会 計 責 任 者	堀 池 光 剛	野 田 勇	平成24年11月20日
民 主 党 東 京 都 第 15 総 支 部	名 称	民主党東京都第15総支部	民主党石川県第2区総支部	平成24年11月26日
	主たる事務所の所在地	東京都江東区亀戸2-45-2 エスポワール 亀戸1F	小松市園町八163-1 かぶとビル401	平成24年11月26日

(政党の支部以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
清 い 七 尾 を 創 る 会	主たる事務所の所在地	七尾市白馬町35-78-1 フォーブル金岡 102号	七尾市東浜町二部2番 地	平成24年11月1日
	代 表 者	谷 屋 直 治	岡 部 保	平成24年11月1日
内 灘 龍 馬 会	名 称	内灘龍馬会	主権在民の会	平成24年11月21日
	会 計 責 任 者	紺 谷 敏 英	東 度 愛 子	平成24年11月21日
田 中 美 絵 子 を 育 て る 会	主たる事務所の所在地	東京都江東区亀戸2-45-2 エスポワール 亀戸1F	小松市園町八163-1 かぶとビル401	平成24年11月22日
田 中 美 絵 子 後 援 会	主たる事務所の所在地	東京都江東区亀戸2-45-2 エスポワール 亀戸1F	小松市園町八163-1 かぶとビル401	平成24年11月22日
北 栄 一 郎 連 合 後 援 会	主たる事務所の所在地	小松市白山町140-6-1311	小松市須天町1-200	平成24年11月28日
石 川 県 土 地 家 屋 調 査 士 政 治 連 盟	会 計 責 任 者	齊 藤 邦 博	市 村 孝 一	平成24年11月30日

## 石川県選挙管理委員会告示第102号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年12月28日

## 石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	解散届受理年月日
国民新党憲友会石川県支部	平成24年11月14日

## 石川県選挙管理委員会告示第103号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成24年12月28日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定届受理年月日
宮本啓子	衆議院議員	手をつなぐ宮本けいこの会	小松市矢崎町ナ112	宮本啓子	平成24年11月26日

## 石川県選挙管理委員会告示第104号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年12月28日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
田中美絵子	衆議院議員	田中美絵子を育てる会	主たる事務所の所在地	東京都江東区亀戸2-45-2 エスポワール亀戸1F	小松市園町八163-1 かぶとビル401	平成24年11月22日
北 栄一郎	小松市長	さわやか小松をつくる会	公職の種類	小松市長	石川県議会議員	平成24年11月28日

## 石川県選挙管理委員会告示第105号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（石川海区漁業調整委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成24年12月28日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

2,360人

